

定 款

(平成22年6月23日改正)

株式会社アルプス物流

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社アルプス物流（英文では ALPS LOGISTICS CO., LTD.）と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 貨物自動車運送事業
- (2) 貨物運送取扱事業
- (3) 倉庫業
- (4) 不動産の賃貸業
- (5) 包装材料の製造販売業
- (6) 梱包業
- (7) 輸出入貨物取扱事業
- (8) 通関業
- (9) 利用航空運送事業
- (10) 航空運送代理店業
- (11) 合成樹脂材料の製造および販売業
- (12) 電子デバイス販売業
- (13) 医療機器製造業（包装・表示・保管）
- (14) 特定労働者派遣事業
- (15) 金属回収業
- (16) 産業廃棄物の収集・運搬・処分事業
- (17) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を横浜市港北区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、7, 0 0 0 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、1 0 0 株とする。

(株主名簿管理人)

第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 9 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第 1 0 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 1 1 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(招集権者および議長)

第 1 2 条 株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第16条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第17条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(相談役および顧問)

第21条 取締役会は、その決議によって、相談役、顧問各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の予選の効力)

第29条 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の予選の効力は、当該選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

昭和39年	7月 2日	制定
昭和42年	5月15日	改正
昭和42年	6月20日	改正
昭和45年	3月12日	改正
昭和48年	3月29日	改正
昭和50年	7月17日	改正
昭和51年	6月15日	改正
昭和56年	2月13日	改正
昭和60年	6月24日	改正
昭和62年	4月 1日	改正
平成 3年	5月24日	改正
平成 5年	6月28日	改正
平成 6年	6月23日	改正
平成 7年	6月27日	改正
平成 8年	6月25日	改正
平成10年	6月24日	改正
平成11年	6月24日	改正
平成13年	6月26日	改正
平成14年	6月25日	改正
平成15年	6月25日	改正
平成16年	10月 1日	改正
平成16年	12月 1日	改正
平成18年	6月27日	改正
平成19年	6月22日	改正
平成21年	6月23日	改正
平成22年	6月23日	改正